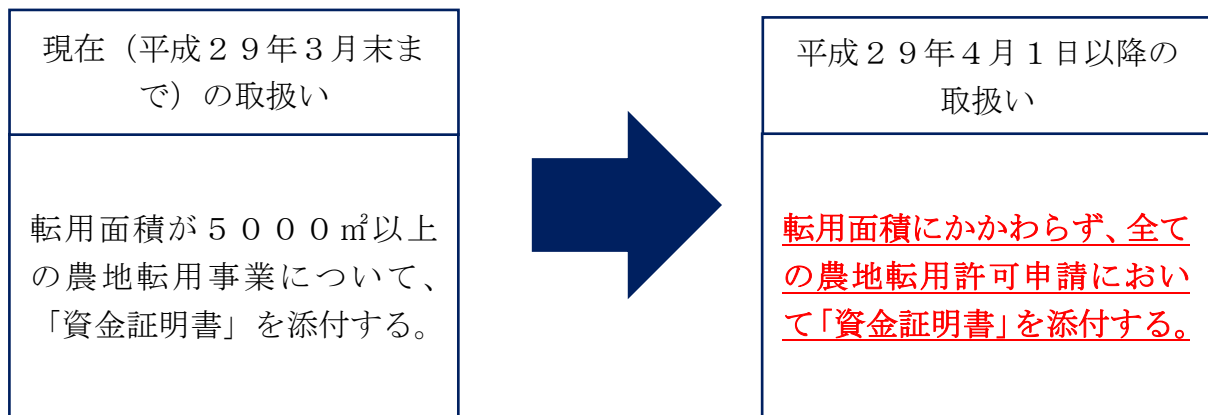


農地転用許可申請の添付書面の取扱い が変更になります！

平成29年4月1日より、農地転用許可の申請書には、転用面積、事業費にかかわらず全ての申請において、転用事業を行う資力があることを示すための「資金証明書」の添付が必要になります。



「資金証明書」となる書面

- (1) 金融機関が発行する残高証明書
- (2) 融資（見込）証明書、又は金融機関が受け付けた融資申込書の写し
- (3) 預金通帳の写し
 - ・申請者本人の名義であることが確認できるものであること。
- (4) 確約書等
 - ・親族より贈与を受ける場合や金融機関以外の第三者より融資を受ける場合には、親族等の確約書に加え、その親族等の(1)～(3)のいずれかの書面により確認します。

※平成29年4月1日以降の申請受付分より適用となります。

※ご不明な点がある場合には、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
亀山市農業委員会事務局
電話 0595-84-5082
三重県農林水産部農地調整課 農地班
電話 059-224-2550